

長農振第68号  
令和6年5月7日

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

長浜市長 浅見 宣義

市町村名 (市町村コード)	長浜市 (25203)
地域名 (地域内農業集落名)	野村町 (野村町)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月24日 (第2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

対象農地の9割以上を特定の担い手(法人)が耕作する当該地域は、水稻を中心に関、大豆が作付けされている。数多くいる非担い手に高齢化が目立ち、離農の際には担い手への集積を進める。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・環境に適応した農産物の生産拡大を図り、高付加価値化を目指す。また、集落内の非農家に対して販売することで、地産地消を狙う。
- ・今後も継続して水稻、麦、大豆、小豆の作付けを行う。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	62.9 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	62.9 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

中心経営体である(株)多賀農産に対し、中間管理機構を活用し、利用権の設定等、農地集積を進める。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

広域的でより実効性の高い農地利用調整を、農地中間管理機構を通じた農地の賃貸借契約を積極的に図っていく。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

姉川沿岸土地改良区国営事業・野村地区用排水路改修工事が計画されている。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

県、JAをはじめとした関係機関・団体と連携し、相談から定着まで支援を行う。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

今のところ取組予定はない。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨その他		

【選択した上記の取組方針】